

日本 E R I に対する委員からの指摘等

1. 委員限りの資料については、公開できるものは出来るだけ公開するように調整して、今後委員限りの資料が沢山でないようにして欲しい。

(対応)

個人情報保護及び企業秘密の観点から委員限りとすることを原則とし、それ以外の資料は公開とすることとして、整理してください。

2. 建築確認の過失により住民への行政負担が生じているが、指定確認検査機関は何も負担しないのか、回答して欲しい。

〔回答〕マンション住民に対する責任が生ずるとすると確認検査機関としての「過失責任」がある場合であると認識していますが、構造計算書偽装を発見できなかったことが「建築確認の過失」だと現時点で断定されるのは早計に過ぎると思います。

また、「行政負担」とはマンション住民への公的補償を指していると思われますが、今般の事件は建築基準法及び当社業務規程を根拠とする善管義務を超える範囲の問題であると考えており、当社が行政法上責任を負うべき根拠はありません。

責任と負担については、個々の機関が個々の問題で判断されるべきであると考えており、司法の判断として過失責任が認定されれば賠償責任を負うことは当然です。

なお、当社は現在、行政（自治体）および居住者代表の方々と話し合いを持ち、3者合意のもと、当社の自主的負担において実建物の耐震性を検証しており、併せて耐震改修の方法等について技術的アドバイスを実施しつつあります。

3. E R I がガソリンスタンドなどの工作物の構造審査もやっていると聞いたが、工作物等が全体に占める割合が分かるデータを提供して頂きたい。それと、工作物等以外の建築物のイメージ（共同住宅、ホテル、事務所等）

〔回答〕前回（第2回）資料3-①-3「確認件数の推移」を補正いたしました。別紙1のようになります。なお、前回資料のうち、平成14年度以前の「昇降機」につきましても改めて拾い出して区分を「その他」から分けて記載いたしました。

4. 民間企業はリスクに備えて保険に入るが、検査機関はこのラストリゾート的なものに対して考えて欲しい。

〔回答〕当社は、「専門家賠償責任保険(Professional Liability 保険)」に加入してお

ります（限度額 10 億円）。司法判断等により当社の過失責任が認定されれば、保険の支払い事由になると認識しております。

なお、今般のような事件においては、住宅事業者や設計者（確認申請時）、工事監理者（建築工事過程）には無過失責任があると思われます。従って、これらを担保する保険制度を創設するなど、総合的に見直す必要があると考えられます。

5. 建築基準法上の 1. 0 という数値は最低限守るべき数値であり、1. 0 以上が当たり前と思えるが、このことについてどう考えるか。

〔回答〕ご質問は建築基準法に定める必要保有水平耐力のことを指していると思われますが、現在の技術的到達点を根拠として、社会的なコンセンサスに基づいて設定された最低基準であると認識しています。

6. 1 件当たりの事務費（経費及び人件費等）が知りたい。委員限りでよい。

〔回答〕16 年度決算数値によると確認検査部門の事務費は 2,943,586 千円となっており、確認および検査 1 件あたり 37.9 千円となっております。（確認件数 44,675、検査件数 32,895）

（公開資料（決算資料）によっており、公開扱いで差し支えありません）

7. 人生 1 度の買い物を検査・確認するに当たっての心構えを教えて欲しい。

今度のことは、何が原因で、誰に責任があるのか。被害を受けた住民への対応をどうするのか。従来の建築行政はこれで良かったのか。

〔回答〕建築・住宅（特に今回問題となっている共同住宅）の建築確認検査、中でも「構造にかかる審査・検査」につきましては、法令に則り、厳正、公正、細心の注意をもって当たるべきことは言を待ちません。

もう少し述べれば、当社は次のような考え方でこれを実施しております。

- ① 構造審査検査は、ゼネコン・設計事務所等において、構造設計・構造計算の実務経験を永年積んだ、レベルの高い技術者が担当者となって行うこと（10 年以上の実務経験者が 8 割強を占めています（20 年以上は 4 割））。
- ② 構造審査検査の担当者の数を充実させること。当社では現在、41 名の構造担当者が確認検査に当たっていますが、これを今年度中に 50 名に増員したいと考えています。（確認検査員は現在 167 名、昨 12 月に建築基準適合判定資格者検定に 29 名が合格したので、平成 18 年度初頭には 200 名の体制となる。確認検査員、構造審査担当者とも業界随一の陣容（特定行政庁を含めて）。）
- ③ 構造審査検査の担当者は、構造の専門家であり、必ずしも確認検査員ではありませんが、当社では、確認検査員の資格（建築基準適合判定資格者）を持つように

指導しております。これまでは41名中、12名が資格を持っていましたが、昨12月にさらに8名が合格し、計20名となりました。

- ④ 当社では、建築確認検査部門において（他の部門においても同様ですが）担当者の研修・教育に力を入れ、技術力の向上、審査検査方法の基準化、新しい課題についての共通認識化などを図っています。
- ⑤ 当社では、『目からウロコの確認申請』という技術書を当社の技術担当者が執筆して出版して技術を社外にも公開するとともに、社内の技術力向上、技術の共通認識化を図っています（理工図書刊）。
- ⑥ 当社には『倫理に関する規定』が定められ（平成13年8月制定）、研修時にいつも強調しているところですが、その1.「信頼性」の項に「判断に迷ったときには、市民、消費者の立場に立って判断せよ」と規定しています。
- ⑦ また、研修時などにおいて、『倫理に関する規定』にもあるとおり、「当社の競争力は厳格・公正な審査・検査にあり、そのことを評価してくれる顧客によって支えられている」と強調しています。

さて、今回の偽装事件の原因ですが、要約すると次のように認識しています。

- ① 建築確認検査制度が、「性善説」に基づいて構築されており、そのことを逆手にとって、悪意をもって騙すという人・会社が出現することを夢にも考えていなかったこと。
- ② マンション供給事業は、市民（消費者）の財産・生命の安全にかかわる重要な事業であるとの認識が社会全体に（消費者自身にも、そして国にも）薄かったこと。そのため悪意の事業者の野放しに繋がり、跋扈を許していたこと。
- ③ 建築士法上重大な責任を持つ建築士において、分業化とコンピューター利用の一般化によって、構造計画への理解不足と無責任化が進行していること。
- ④ 確認検査機関・特定行政庁においても「性善説」を基にした審査検査の体制をとっており、悪意・犯罪があり得るのだとの認識が薄かったこと。また、悪意・犯罪を発見すべきミッションを与えられているとの認識が薄かったこと。

責任論ですが、以上の原因を作っていた全てにあると考えています。当社は適正に行っていたから責任が無いと強弁するつもりは全くありませんし、そのような考え方を採る限り何らの改善もあり得ません。

8. 今回出席の皆さんの改善策について提案してもらって、それをそれぞれが評価する ようにすることが良いのではないか。

（対応）

日本ERIの改善策を提示していただきます。また、委員会に出席された4者の改善策が揃いましたら、それぞれについて評価をいただきますのでよろしくお願いします。

〔回答〕別紙2『指定確認検査機関のあり方（改善案）』をご覧ください。

《追加》

- 構造審査では直接担当者が審査したあと、他の担当者がチェックするしくみとなっていますか。なっているならば、それを確認する仕組みはありますか。

〔回答〕前回（第2回）資料3-①-2-2「確認検査業務の組織体制」で表示いたしております「審査の決裁の流れ」におきまして、構造担当者（補助員）を複数配置している部店では、案件毎に主担当・副担当としてペアで併行審査をいたします。次に審査担当の確認検査員が総合的に（構造を含む）審査し（構造専門とは限らない）、最終の決裁者において、全体的なチェックをして決定する仕組みとなっています。

- 提示いただいた審査マニュアルどおりの運用が確保されていますか。（マニュアルに基づいた物件別の帳票（チェックシート）のサンプルを見せていただけますか。）

〔回答〕前回（第2回）資料3-②-3「構造審査マニュアル」（非公開資料）の38ページから40ページに掲載したものが今回追加改訂した「チェックシート」に相当するものですが、これまでは、32ページから35ページ掲載の「構造審査想定質問項目」をチェックシートとして暫定運用していました。具体的な審査過程における運用場面では、サンプル物件（非公開資料）に対応する資料3-②-2「偽装物件における設計者とのコミュニケーション資料」（非公開資料）のように個別具体的な表現となります。

- 構造審査の品質を担保するための管理指標（key performance indicator）はありますか。また、このような指標は営業上顧客に示していますか。これ以外に使っている指標もあればお示しいただきたい。

〔回答〕建築構造に関わる法令、告示に加えて、さらに詳細な審査基準として、日本建築センターによる各種基準解説書、設計指針等、日本建築学会による各種設計規準・指針類（資料3-②-3「構造審査マニュアル」（非公開資料）の9・10ページ参照）が全国統一的な根拠としております。これらはすべて市販されているものであります。

また、東京都における基準がまとめられている「建築構造設計指針」（監修：東京都建築構造行政連絡会）は、多くの行政庁で「参考」として取り扱われておりますので、構造設計者と協議の範囲で基準として取り扱っております。

- 貴社ではCTO（最高技術責任者）を置いておられるか。その権限範囲は。

〔回答〕CTO（最高技術責任者）といった役職（Post）はありません。確認検査の組織上

の最高責任者は「確認検査本部長」です。現在の本部長は専務取締役で、「職務権限規定」によれば、当社の確認検査の体制・技術・人員配置などの権限を持っています（部長職以上の人事は取締役会の決定事項）。

当社では、この他に、社外の専門家に「技術顧問」に就任していただいております。構造などを専門とする大学教授・名誉教授の方々にご指導をいただいております。

- 野城委員より、「両社長共に、建築構造そのものの品質、及び構造審査の品質は、技術的に十分に理解していない」と発言があったが、これについて、反論があれば示していただきたい。

〔回答〕ご発言の意図が奈辺にあるか今ひとつ確信は持てませんが、鈴木崇英個人のことを申し上げます。

- ① 鈴木は工学部出身であり、これまで技術者として仕事をしてきました。
- ② 鈴木は文部科学省管轄の国家資格制度である「技術士」です（30余年前に合格）。
- ③ 鈴木は、建築構造の専門家ではありません。しかし、社長が構造専門家である必要があるとの認識は持っていません。
- ④ 「十分に理解していない」とのご批判は甘んじて受けますが、もし、社長である鈴木が建築の技術や品質についての見識を持っていなければ（つまり会社の代表者として「十分に理解していない」のであれば）、日本 ERI はここまで成長することはあり得ませんし、この業界（特定行政庁を含めて）において、「日本 ERI が一番良くやっている、一番技術的に信頼できる」という評価は得られなかったでしょう。
- ⑤ 品質について、当社の『倫理に関する規定』には次のようにあります。
 - (1) 審査・評価・検査の業務は、直接的には顧客・申請者との契約に基づく行為であり顧客・申請者のために行っていることになる。一方、我々はこうした行為を通して公益に寄与しているのである。我々が判断に迷ったときは公益・消費者・市民の立場に立って判断すべきである。（1-2 公正さ）
 - (2) ERI は審査・評価・検査の内容において株主企業を特別扱いしない。大量に発注する顧客に対しても同様である。
社員は審査・評価・検査の内容において顧客による差別はしてはならない。（1-7 情実の排除）
 - (3) ……しかし、どんなに注意を払っても不測の事態は起こり得るものであるが、これを甘く見て「まあいいだろう」と自分勝手な判断をして、隠したり、ごまかそうとしたり、揉み消そうとしたり、一人で解決しようとしてはならない。発生した不測の事態に対しては、ERI は会社として誠意をもって迅速に対処する。関係した社員は、会社としての対処が基本であることを忘れてはならない。
（7. 不測の事態）

民間機関は行政より手数料が高い、高くても申請者が来るのは、「早い、甘い」を売り物にしているからだろう、との意見(かんぐり)がありますが、これは確認検査の民間化の本質を全く理解していない、為にする議論です。確かにそういうことを望む申請者が居りそれに応える機関があることは事実ですが、それをもって一般化はできません。当社は「技術力が高い、厳しい、公正である、人材が豊富だから迅速だ」といった品質を評価する申請者が主たる顧客です。

- 2004年、アトラス設計より通報があったとき、通報を放置された理由及び今後 の対策如何。

〔回答〕まず、「通報」と「放置」の言葉をどのような意味でお使いになっておられるのか今ひとつはつきりしませんが、以下のように認識しております。

まず、アトラス設計渡辺氏から、「偽造・偽装・改ざん」等があるとの「通報」を受けた事実はありません。計画変更の申請の受付時に「姉齒の設計はおかしい、他にもあるといけないから調べた方がよい」とのお話はありました。

そのお話を伺ったとき、対応した担当者は、設計ミス、あるいは計算ミスがあったと理解し、「偽造・偽装・改ざん」であるとは夢にも思わなかった、事の重大性を認識することが無かったので、上司に報告することもなく、会社のシステムである「事故・苦情報告制度」にも上げてきませんでした。従って個人および会社としての「意図的な放置」というものは断じてありませんでした。しかし、このことをもって「放置」と言われるならその非難は甘んじて受けなければならないと思いますし、また大変残念なことで反省しております。

なお、アトラス設計渡辺氏ご自身も「その当時は偽造・偽装・改ざんがあったとは思わなかった」と述べておられます(国会の参考人招致その他で)。渡辺氏が「偽造・偽装・改ざん」があると思いついたのは昨年10月のことであるとご本人からお聞きしております。

今後の対策としては、当社の『倫理に関する規定』(7. 不測の事態)にあるように、例え僅かな異変であってもその異変を感じ、通常と異なるケースの場合は必ず報告が上がり、会社として不測の事態に対処できるよう、指導教育を徹底して参ります。

ちなみに、「計画変更」は稀なことではなく、よくあることです。市街地内の再開発(建替え)として行われるマンション事業であれば2～3回計画変更が出されることが普通です。

- ヒアリングでの回答は「定められたプロセスで審査をすれば、確認申請用図面に示された設計内容が建築基準法に適合していないことに責任はない」とのご見解と理解してよろしいか。

〔回答〕当社は、「形式的な審査をしていれば結果の責任は無い」といった発言はかつて何処においてもしたことはありません。全くの誤解（曲解？）です。

しかし、「如何に適切な手順と内容で審査していても、結果として偽造・偽装・改ざんを発見できなかったら、その全ての結果責任は確認検査機関にある。確認検査機関は最後の砦であるので全ての結果責任もある。」といった少数の意見・主張を聞くこともありますが、これには賛成いたしません。

もしそうであつたら、確認検査をする人も会社も無くなってしまいます。

今回予定されている法改正においては、確認検査機関の審査・検査の業務と責任範囲とを、より明確にさせていただきたいと考えます。現状では「建築確認とは何か」という問いに明確な答えは無いように思われます。他を捨象して、「建築基準法に適合しているかを審査するのが確認検査機関の役目である」ということだけを意図的に取り上げ、「全ての結果責任は確認検査機関（および特定行政庁）にある」というのは暴論だと思います。それは「法」の求めるものとは思えません。

今「責任」について語られるとき、3つの異なった責任を混同しておられるようです。即ち、

- ① 審査・検査において確認検査機関のなすべき業務を適切に行っていなかった、業務遂行上に法令違反があった、そのことに対する責任。
- ② 建築主、あるいは分譲住宅の購入者に対する賠償責任。
- ③ 法令違反も無く、善管注意義務をもって適切な審査をしていたにも関わらず、結果として組織的・計画的な犯罪（偽造・偽装・改ざん）を発見できなかった、国民はそこまで期待していたのにその期待に応えられなかったという道義的責任。

以上3つの責任論がありますが、これらに対する私どもの見解は、①に対しては、今回の事件に関して当社には法令違反あるいは重大な過失は無かったと認識しています。②に対しては、建築主は設計事務所と一体となって虚偽の書類を作成し申請したものであるので、そのような原因を作った者には賠償請求権は無いと考えます。しかし住宅を購入した方（契約当事者では無い善意の第三者）から損害賠償を求められ、司法の場で法的責任を認定されたらそれに応えることは当然です。③については、当社は予ねてその責任を感じ、居住者代表の方々に對し耐震改修の方法について技術的アドバイスを行いつつあり、また審査体制・審査方法の改善を図り、今後の確認検査の信頼性回復に努めたいと表明しているところです。

別紙 1

確認件数の推移

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
共同住宅	701	49.9	2,916	36.1	4,645	26.7	6,401	21.1	8,451	18.9	5,806	17.1
ホテル	0	0.0	4	0.0	30	0.2	66	0.2	159	0.4	133	0.4
事務所・店舗	90	6.4	395	4.9	845	4.9	1,149	3.8	1,630	3.6	1,252	3.7
戸建住宅	195	13.9	2,484	30.7	5,765	33.1	12,089	39.9	18,923	42.4	13,924	40.9
その他	264	18.8	878	10.9	2,730	15.7	5,988	19.8	9,381	21.0	7,697	22.6
昇降機	144	10.2	1,215	15.0	3,099	17.8	4,074	13.5	5,129	11.5	4,323	12.7
工作物	11	0.8	189	2.3	288	1.7	505	1.7	1,002	2.2	881	2.6
合 計	1,405		8,081		17,402		30,272		44,675		34,016	

別紙 2

指定確認検査機関のあり方(改善案)

平成 18 年 1 月 12 日

日本 E R I 株式会社

1. 改善の方向

指定確認検査機関の今後のあり方については、機関の資格要件の厳格化、責任範囲の厳密化、行政による指導監督の厳格化など、全体に「厳しい」方向で改善していただきたいと思います。

① 資格要件の厳格化

指定確認検査機関、構造審査検査担当者など、確認審査(特に構造審査)に携わるものの資格要件・指定基準を厳格化すべき。

② 責任範囲の厳密化

指定確認検査機関の審査検査(特に構造審査)はどこまでやれば良いのか、その過程・結果の責任範囲はどこまでかを明確にすべき。

また、不測の事態に備えて保険加入を義務とすべき。

③ 指導監督の厳格化

指定確認検査機関に対する、国、都道府県の指導監督を強化すべき。

指導監督の基準、不利益処分の基準は事前に明確にしておくべき。

2. 指定確認検査機関の指定条件の厳格化

① 機関のランク分けと業務範囲

指定確認検査機関を規模等によりランク分けし、それに応じた業務範囲を認めることとすべき。(ランク分けの私案を次頁に)

② 制限業種の出資制限の厳格化(株式会社の場合)

制限業種の出資比率制限は、現在 50%(監視委員会を設けた場合は 66.7%)だが、これを 30%程度に下げるべき。

また、1社(1グループ)当たりの出資比率の限度は5%以下(銀行法における銀行の出資比率制限にならう)に引き下げるべき。

③ 保険への加入

指定確認検査機関には「Professional Liability(専門家賠償責任)保険」への加入を義務付けるべき(会社規模に応じて保険額は異なる)。

(参考) 指定確認検査機関のランク分け私案

ランクA：資本金5億円以上、保険加入20億円以上、
確認検査員100名以上、業務区域；全国、
対象建物；全ての建築物
(現在の大臣指定に相当)

ランクB：資本金2億円以上、保険加入8億円以上、
確認検査員40名以上、業務区域；地方整備局管内、
対象建物；延床面積2,000㎡までの建築物
(現在の地方整備局長指定に相当)

ランクC：資本金5,000万円以上、保険加入2億円以上、
確認検査員10名以上、業務区域；都道府県内、
対象建物；4号建築物(200㎡以下の戸建住宅)のみ
(現在の知事指定に相当)

指定はこれまで通り、大臣指定、整備局長指定、知事指定と3つに分かれていてもよいし、全て大臣指定に統合するという案もあるう。

3. 指定確認検査機関に対する指導監督の強化

① 知事による営業許可

建築確認検査は都道府県知事の自治事務であるから、当該都道府県で営業するには知事による営業許可を必要とすることとしてもよい。

しかし、この許可には、許可条件の事前明示が必要であること。

② 知事による立ち入り検査、処分

大臣指定、整備局長指定であっても、知事による立ち入り検査権を認めることとしてよい。

しかし、立ち入り検査をする場合の条件の事前明示が必要である。

知事による不利益処分(注意、改善命令、営業停止、営業許可の取消し等)を認める場合、処分の基準が事前に明示されている必要がある。

* 建築基準法第77条の13

③ 指定確認検査機関の責任範囲の明確化

指定確認検査機関の行うべき審査・検査の内容・方法を法令でより具体的に規定すべき。しかし、単なる書類の形式的な照合をすれば事足りるとする考え方は採るべきでない。

法令通りの審査・検査を善管注意義務をもって行い、法令違反が無ければ、仮に偽造を発見できなくとも免責されるべき（これは、単なる形式審査で良いという主張では無い）。

偽造発見について全ての結果責任を問うのは合理的では無い。責任範囲は、「如何なる場合でも全責任を負う」と「形式審査をしていれば責任は問われない」の中間にある筈である。

＊ 確認審査と建築設計の責任関係以上に、中間検査・完了検査と設計監理、施工管理との間の責任関係は曖昧であると言われる。

④ 指定確認検査機関に対する行政処分

法令違反に起因する業務停止命令等の不利益処分を行う場合、みなし公務員（＊1）がかかっている指定機関には、聴聞、弁明の機会の付与は不要（＊2）となっているが、独立した法人である株式会社には弁明の機会を付与すべき（学説にもある）。

法令違反があったとして指定確認検査機関を不利益処分にするときの基準（違反の種類・程度・範囲と、処分の程度・範囲）を事前に明確にしておくべき。法令違反が無いのに「最後の砦」だとして全ての結果責任を問うのは誤り。

＊ （1）建築基準法第 77 条の 25 第 2 項

＊ （2）行政手続法 4 条第 3 項

4. 保 険

① 共同住宅にかかる保険制度

共同住宅にかかわる住宅供給事業者（マツヨシデバロツパー）、建設会社は新たな（公的資金の投入が無くとも賄える規模の）保険システムへの加入を義務付けるべき。

建築設計事務所、確認検査機関は専門家賠償責任保険（Professional Liability 保険）への加入を義務付けるべき。確認検査機関については、その規模（ランク）により義務とする保険額を定めるべき（2 頁ランク分け案参照）。

5. 確認の取り消し

① 確認の取り消し(不適合の通知)手続き

現在は、特定行政庁(その建築指導課など)が指定確認検査機関による建築確認に法令違反があったと認識した場合、一方的な通知(不適合の通知)によって建築確認が取消されるが、この場合、弁明の機会が付与されるべき(法令違反かどうかについて、特定行政庁の一方的な解釈もある)。

また、建築審査会の不適合の裁決を受けて、特定行政庁が取り消し手続きをとる場合もある。この場合も、指定確認検査機関からの審査請求を可能とすべき。

② 建築審査会への審査請求権、国土交通大臣への再審査請求権

指定確認検査機関には、建築審査会への審査請求権、および国土交通大臣への再審査請求権はともに無いと解釈されているが、これの明文規定は無い。これらを可能とすべき。

6. 構造審査のあり方

① 構造審査において審査すべき内容の明確化

審査項目、内容、手順、記録など、審査方法をより具体化すべき。

建築基準法に合致しているかを全て審査し、全ての結果責任を負うことは不可能。もしそうするなら審査手数料は現在の数倍～10倍にもなるだろう。

② 構造設計者の明確化

概要書に設計者と併せて、構造設計者(構造計算した者)を記載するようにすべき。

＊ 東京都は備考欄に記載することと決め、市区にも薦めている。

また、指定確認検査機関にもその旨を通知した。

③ 構造審査をする資格者の明確化

構造審査担当者は、構造設計等の実務経験年数、実務実績、資格(一級建築士、構造専攻建築士(建築士会の認定)、建築構造士(JSCAの認定)等)等の基準を決め、指定確認検査機関で雇用し、構造審査担当者を選任し、指定権者に届けることとするのが良い。

確認検査員は正社員でなければならないが、構造審査担当者も(補助員であっても)正社員に限定すべき(信頼性、責任、守秘義務等から下請け、外注は禁止とすべき)。

④ 再計算の実施

今後の構造審査にあたっては構造計算の内容まで検証できる体制をとること

とすべき（例えば、7階以上の共同住宅・ホテルについては再計算を義務付けるなど）。

構造計算ソフトにプロテクトがかかってもいずれ悪意の誰かが偽造は行う。確認検査機関にそれを発見する義務があるとするなら再計算できる体制を整えさせるべき。

⑤ 構造審査担当者の数

各指定確認検査機関に配置すべき構造審査担当者の数をその規模等により規定すべき。

7. 構造計算ソフトのあり方

① 構造計算書が改ざんされない構造ソフト

構造計算ソフトは全くプロテクトされていないと言われるが、これを「暗号キー」等により計算データを改ざん出来ないようにすべき。

国土交通大臣認定後のソフトの改良は、小改良といえども認めるべきでない。

現状は小改良と称して違法な入力が可能ないように変更されているソフトもあるが、小改良でも大臣認定を取り直すようにすべき。

② 改ざんされた場合の責任

プロテクト性をいくら高めても、その裏をかいて改ざんする者は必ず現れる。正しい手続きに従って審査をしていて改ざんを見逃した場合、その責任は誰にあるのか？ もし指定確認検査機関にあるとするなら暗号キーによる計算データのロックは何の意味もなさず、指定確認検査機関は再計算することにより自己防衛せざるを得ない。

* 国土交通大臣の認定ソフトは現状では沢山有るが、建築確認申請で使うことのできるソフトは3～5種類と少数にし、プロテクト性を高めるのがよい。

8. 「住宅性能評価」の義務化

① 住宅性能評価の義務化

住宅品質確保法の住宅性能評価は、現在は任意であるが、構造の安全性など少数項目に絞った上でこれを義務化すべき。（他の項目はオプション）

* 品確法の制定時、参議院の付帯決議で、国民に余分な費用負担をさせな

いたため義務化はすべきでないとしたが、安全・安心の確保という観点からこの決議は誤りであった。

- * 平成 18 年 3 月 1 日から、指定住宅性能評価機関は、国土交通大臣の指定制から登録制に変更になる。登録制になった場合の制度の信頼性、安全安心の確保には不透明なものがあると言われる。

② 設計性能評価と建設性能評価の一体性

現行法では、設計性能評価のみを受け、建設性能評価は受けなくても良い(合法)ことになっている。法の趣旨から言えばこれは全くおかしいことである。設計性能評価と建設性能評価を一体化し、一体的に同時申請する仕組みとすべき。

9. 資格制度のあり方

① 構造審査検査担当者の資格

構造審査検査担当者の資格を、構造設計等の実務経験年数、実務実績、資格(一級建築士、構造専攻建築士(建築士会の認定)、建築構造士(JSCA の認定)等)等の基準により認定すべき。

認定制度が無理なら、基準を決め、その基準に合致した構造専門家を指定確認検査機関で雇用し、構造審査担当者に選任し、指定権者に届けることとするシステムでもよい。

② 設備審査検査担当者の資格

設備審査検査の資格制度についても、構造と同様に考えるべき。

③ 建築士の責任と罰則

確認検査制度をより適正にするのに欠かせないのが、建築士の責任の明確化(建築設計事務所と指定確認検査機関の責任区分の明確化)と罰則の強化であろう。

保険への強制加入も必要。

申請代理人(元受設計事務所)の責任の明確化も必要。

10. その他

① 指定確認検査機関の情報開示

指定確認検査機関には、その経営内容、審査検査の体制、業務実績などの情報開示を義務付けるべき。

② 業務監査の強化

各機関の内部監査に加え、外部の専門的第三者による業務監査をすることを義務付けるべき。

③ 指定確認検査機関の団体の組成

現在、指定確認検査がこぞって参加する団体は無い(日本建築行政会議の中に「指定機関部会」があるだけ)。民間機関の自浄作用が働くよう団体を組成することとしたい。

② 「性能評価機関」の指定の見直し

超高層建物の構造評価等を行う「指定性能評価機関」は指定確認検査機関が併せて指定を受けているが、この指定の基準をより厳格化すべき。

12. 付 言

建築確認検査制度を改革していくに際し、建築物の安全を確保することが最大の目標となりますが、これを有効あらしめるためには、「性悪説」に立つならば、建築確認検査のみに頼る仕組みでは全く不十分です。

住宅供給事業者（マンション業者）の発注責任、建築設計事務所の設計責任についても、その責任を明確にし、罰則を強化することが必死条件であると考えます。

これらを含めた一体的な改革を是非とも実現していただきたいと思います。